



発行 昭和40年2月1日
 発行所 世田谷区世田谷1～993
 世田谷区議会事務局
 (422) 0111
 発行人 事務局長 大場啓二

魔の道路に対策を 大原交差点の立体交差とともに

東京オリンピックを機として、世田谷区内の主要道路、特に放射四号線、環状七号線などは拡巾整備され、だいぶりっぱな道路になりました。

しかし、それらの道路は、必ずしも人が安心して通れる、車がよどみなく走れるという道路でないことは、私たち区民をはじめ利用者が、きびしく批判しているところです。

区議会の交通対策特別委員会では、それらの区民の声に答えて、世田谷区の四つの警察署から、区内の交通事情の説明を聞いたところ、具体的な問題がいろいろあげられました。

その一番の問題は、甲州街道と環状七号線が交差する大原交差点が、いまや日本一の交通難所となっていることです。この交差点も、最初はオリンピック前に立体交差するはずでしたが、技術的な問題からこれが間に合わず、取り残されたものです。

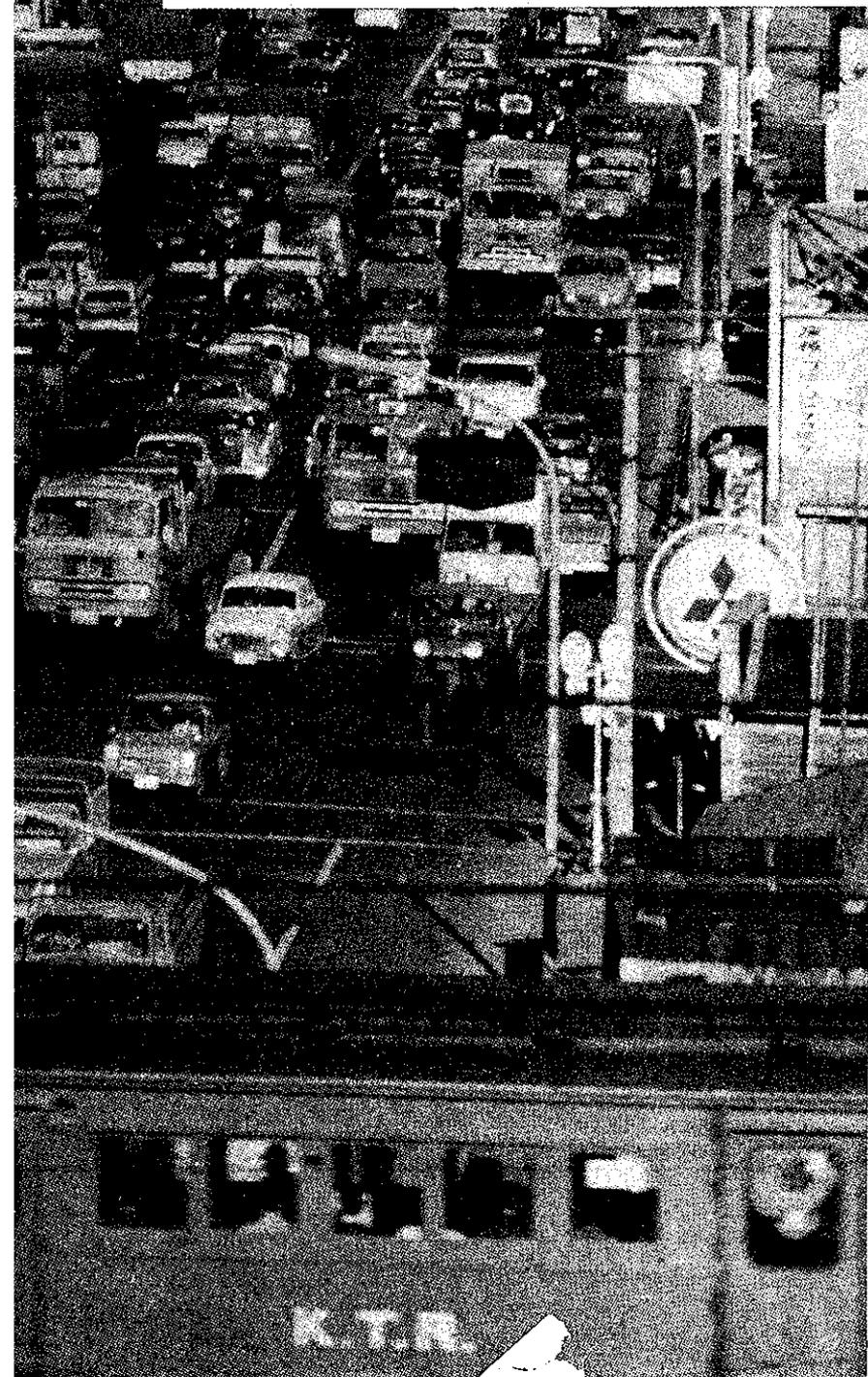
委員会では、これについていろいろ協議したところ、根本的解決は「立体交差」以外にないとの結論を得て、直ちに関係ある杉並、渋谷の両区議会にも働きかけ、この立体交差促進について、三区の区議会全員一致の要望として、建設大臣、東京都知事などへ直談判したのです。

こうしたことから、幸い去る11月24日の東京都市計画地方審議会でも、大原交差点の立体交差は、事業費約50億4千万円をもって、昭和40年度から始め、43年度中に完成させるという決定をみて、この懸案が一挙に解決できる見通しとなりました。

また、野沢二丁目龍雲寺前も、立体交差から取り残され、信号機さえついていないため、事故が続出していることの訴えが討議されたのです。これについても、区議会全員の強い要望によって、都でも信号機の必要を認め、その設置をきめております。

さらに委員会では、区内の四警察署から「交通信号機を必要とする個所」の資料を求め、この対策にも取り組んだのです。そしてまず実態調査が行なわれ、いろいろ検討した結果、区内の主要道路などに「四つの歩道橋と17個所の交通信号機はぜひとも必要である」という結論に達し、区議会の決議をもって、それぞれの関係方面に強くその設置方を要請しております。

しかし、これを全部実現させるには、いろいろむずかしい問題があります。私たちは一日も早くこれを解決し、私たち自身を守るため努力しなければなりません。



第4回定例会 12/10→12/18 第三次 「補正予算」など25件可決

■昭和39年度一般会計補正予算(第3次)及び国民健康保険事業会計補正予算(第2次)が可決(要略)
 今回の一般会計補正予算額は9,221万円で、すでに計上されている予算と合わせると78億654万円となります。

今度計上されたおもなものは、福祉施設建設費及び用地買収費 7,626万円、玉川支所第五出張所用地買収費不足分 1,056万円、道路の維持復旧費 2,485万円、区長、区議会議員等の給与及び報酬改訂による不足額 1,716万円など。

なお軽費老人ホーム用地買収費、ゴミ容器助成金を 5,100万円を減額修正しました。

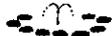
また国民健康保険事業会計の補正予算額は 3,615万円で、すでに計上されている予算と合わせると8億4,483万円となります。これは昨年11月20日に開かれた第3回臨時会で世田谷区国民健康保険条例の一部が改正され、本人が医者にかかったとき7割、家族がかかったとき5割を区が負担していましたが、昭和40年1月1日から本人も家族もすべて区が7割を負担するため生じる不足額を計上したものです。

■仮称世田谷保養所の請負契約が締結(要略)

区営の保養施設として箱根に鉄筋コンクリート7階建て、延427.205坪のものを建てます。工費6,835万円、工期 昭和41年3月10日(要略) 契約の相手方 富士土建工業株式会社

■新しい住居表示の実施区域(要略)

松原町3・4丁目の全域、赤堤町1・2丁目、世田谷2・3丁目の一部を赤堤1・2・3・4・5丁目とするもので、昭和40年4月1日から実施



■新たに設置された区立公園(要略)

笠森公園 世田谷5の3077 山野公園 砧町279
 弁天公園 世田谷5の3050 富士見公園 砧町302

■世田谷区特別区税条例等が改正(要略)

地方自治法の一部改正によるもので、昭和40年4月1日から施行



■その他の条例の一部改正6件(要略)

いずれも前回の住居表示実施により、町名、区域及び位置の表示を変更するもの

■新たに認定された区道(要略)

池尻町1番地ほか12箇所、総延長 1,622.87m

■昭和38年度各会計才入才出決算認定が閉会中の審査付託として決算特別委員会に付託



■請願、陳情

新たに付託したもの 32件
 処理したもの 採択25件 取下承認2件

意見書 要望書

■「多摩川の浄化に関する要望書」「交通信号機設置に関する要望書(野沢2丁目)」「大原交差点立体交差促進に関する要望書」——10月24日全員協議会で決議。建設大臣・厚生大臣・都知事都議会などへ

■「国民健康保険の給付改善実施に関する意見書」——11月20日第3回臨時会で決議。総理大臣・大蔵大臣・厚生大臣へ

■「世田谷区内に歩道橋ならびに交通信号機設置に関する意見書」「地方自治法等の改正による特別区の事務事業移管に関する意見書」「特別区の自治権確立に関する意見書」「物価抑制についての意見書」——12月15・18日第4回定例会で決議。衆・参両院・総理大臣・自治大臣・経済企画庁長官・建設省当局・都知事・都議会議長などへ



新しい特別区へのあゆみ

事務事業移管対策協議会

私たちの住む首都東京の制度は、昨年の地方自治法改正により、本年4月から日常生活に身近な都の業務が区に移されることになりました。そのあらまは、福祉事務所をはじめほとんどの民生・福祉事務が移されるほか、保健業務、公園、都道、住宅の建築許可・確認、小規模な土地区画整理・市街地改造・防災建築街区造成事業、さらに屋外広告物の許可事務などです。

これまでも都と区の制度に問題があり、早くから区議会としても特別区制調査特別委員会を設け、自治権拡充のためにいろいろ活動してきました。さらに今回の移管に対処して協議会を設けて、改革問題に慎重に取り組んできました。

協議会としては、区の組織にはじめて部制を実施することや支所の体制などについて、最も重点が置かれて討議され、住民サービスの低下をきたさぬよう区長側に要望するとともに、その他いろいろと仕事のやりよい組織や機構とむだのない人員の配分、それに税財政などの内容はどうかあれば

よいかについて検討した結果、法律の改正された目的に沿って問題点の改正措置を講ずるよう、自治大臣、都知事、衆参両院、都議会議長に意見要望をしました。

今後とも区議会は、この過渡期に区民と一諸に、区民の生活安定と福祉の増進を期するよう批判と注視を怠らないで努力しなければなりません。



■水対策協議会のまとめ

水対策協議会は、昨夏のような事態を招かぬよう、例年水不足の影響になやむ区内の水道行政の問題点をとりあげ、需要に先行した施設の整備拡充に伴う措置の万全を計るよう、都知事、水道局長などに強く要望いたしました。なお、多摩川の浄化・水質保全等の対策につき、大田、品川と共同し、沿接3区住民の声を結集して、改善措置の実現を期しております。

窓 議員の勉強会

区議会議員の学習意欲はなかなか盛んである。とくに事務事業移管など大巾に区行政の範囲が広がることになると、さらに高度の見識と知識を身につけておく必要があるということから、ときおり、学者を呼んで勉強会が開かれている。

11月20日に、「国民健康保険改正条例」で家族7割給付が可決になった。これについてもはたしてこういうことだけでよいのかどうかということで、この本会議を開く3日前、講師を呼んで、国民健康保険を中心に「社会保障の現状と問題点」というテーマで勉強会を開いた。

当日は本会議並みの盛況。フランス、イタリアなど家族手当保障まで行なっているヨーロッパ諸国の社会保障制度に比べて、日本は1世紀もおかれていることや、その日本の医療保障制度が、財政的な圧迫から大きな曲り角に立たされている実態を聞いて、驚いたり、うなったり。

勉強の効果があまり過ぎてか20日の会議は予想外に長引き、議案は「国民健康保険改正条例」ただ1件なのに、費やした時間が何と4時間とは見上げたもの。

(編集子)